

埼玉県立総合教育センター「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置要綱

(目 的)

第1条 新型コロナウイルスによる肺炎に関する防疫・その他の対策について、所内各担当、教育局関係各課及び外部関係機関との連携を図り、総合的、横断的にこれを推進するため、総合教育センター内に新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集と提供に関すること
- (2) 総合教育センターが計画する行事の実施に関すること
- (3) その他、対策に必要な調整に関すること

(構 成)

第3条 対策本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 本部長は、所長を持って充てる。
- 3 副本部長は、総合企画長をもって充てる。
- 4 対策本部には、本部長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会 議)

第4条 対策本部会議は本部長が招集し、議長を務めるものとする。

- 2 本部長が出席できないときは、本部長が予め指名したものがその職務を代行する。

(幹事会)

第5条 所掌事務に関する問題を整理・検討するため、対策本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に企画調整担当を統括する教育主幹兼主任指導主事を、副幹事長に教職員研修担当を統括する教育主幹兼主任指導主事を充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、議長を務めるものとする。
- 5 幹事会には、幹事長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 幹事長が出席できないときは、副幹事長がその職務を代行する。

(庶 務)

第6条 対策本部に関する庶務は、企画調整担当において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

この要綱は、令和2年4月 1日から施行する。